

# ガソリン給油用カード発行業務 企画提案募集要項

本業務は、埼玉県の公用車のガソリン等の調達にあたり、「ガソリン給油用カード」を発行し、ガソリン等の調達事務の効率化を図ることを目的とする。

この企画提案競技では、ガソリン給油用カード発行業務契約を締結するにあたり、専門的知識やノウハウに基づく優れた企画を募集する。

この企画提案競技における「ガソリン給油用カード」とは、表面又は裏面に車両番号若しくは課所名が表示され、ガソリン等の調達の事務処理に用いる情報が電磁的に記録され、容易に変更できないものであり、読取機により、電磁的記録の内容を確認できるプラスチック製のカードとする。

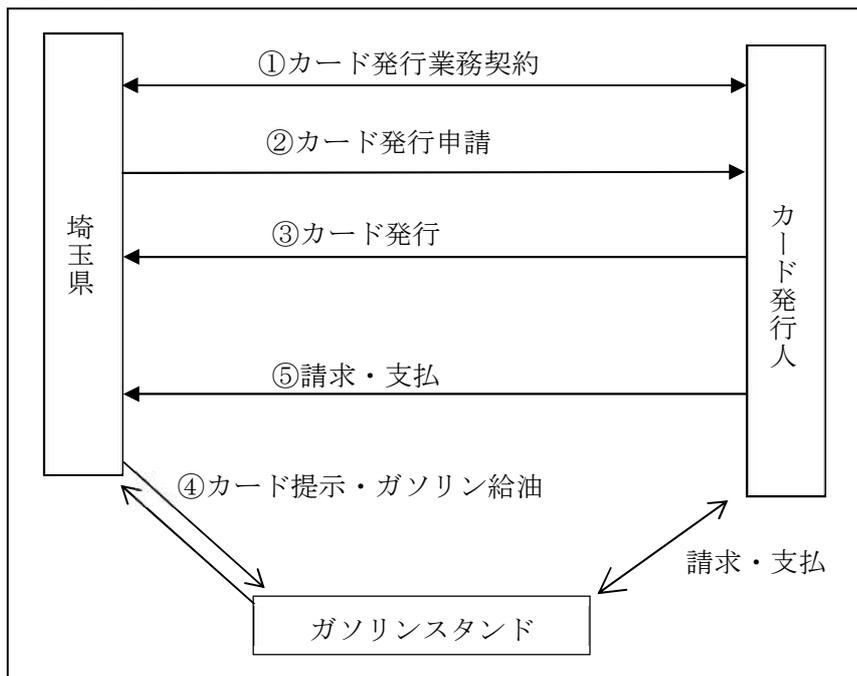
また、このカードをガソリンスタンドに提示することでガソリン等の提供が行われ、その代金について、カードの発行者に集約され、後日、カード発行者から埼玉県へ、集約された代金の請求が行われるものとする。

なお、ガソリン等とは、レギュラーガソリン及びハイオクガソリン、軽油、その他エンジンオイルやブレーキランプのバルブなどの車・バイクを走行させる時に要する燃料・油脂類・灯火類などを指す。

## 1 契約名

ガソリン給油用カード発行業務契約（仮称）

## 2 業務の概要



別添の業務仕様書を参照

### 3 実施期間

契約日から令和9年3月31日まで

うち業務仕様書の5及び7によるカード発行業務期間を契約日から令和5年3月31日までとし、カード使用期間を同年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) ガソリン給油用カード発行業務仕様書を全て満たすこと。

(2) 法人格を有すること。

(3) 次のアからオまでのいずれも満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の募集開始から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の募集開始から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件企画提案競技の募集開始から契約締結までの期間に、下記の要件に該当していないこと。

ア 県の発注する契約(以下「県契約」という。)に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

イ 県契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ウ 県契約の履行に当たり、情報管理その他の業務の管理等の措置が不相当であったため、公衆に損害を与えたと認められるとき。

エ 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

オ 次の①～⑤に該当するとき。

① 役員等(参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下②～⑤において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) コンプライアンス、プライバシーポリシー及び情報セキュリティに係る内部統制組織が確立していること。

(6) 直近3年間の決算において、当期純損失がないこと。

(7) 県が提供を受けたガソリン等の代金は、給油した日の属する年度の予算から支払を行う必要がある。このため、例えば、令和5年3月に提供を受けたガソリン等の代金については、令和5年5月末日までに支払を完了する必要がある。したがって、提案しようとするガソリン給油用カードの代金請求システムが、この制度に対応できること。

(8) 平成31年4月1日から契約締結までに、監督官庁から勧告等の行政処分を受けていないこと。

## 5 スケジュール

- |                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| ・ ホームページへの掲載                     | 令和4年11月25日(金)       |
| ・ 質問事項及び企画提案参加申請書、<br>企画提案書の受付開始 | 令和4年11月25日(金)       |
| ・ 質問事項の受付期限                      | 令和4年12月2日(金) 17時まで  |
| ・ 質問事項の回答                        | 令和4年12月6日(火)        |
| ・ 企画提案参加申請書の提出期限                 | 令和4年12月9日(金) 17時まで  |
| ・ 企画提案書の提出期限                     | 令和4年12月16日(金) 17時まで |
| ・ 業者選定委員会による選考<br>(書類審査)         | 令和4年12月23日(金)頃を予定   |
| ・ 選考結果公表                         | 令和4年12月27日(火)       |
| ・ 契約締結                           | 令和4年12月27日(火)以降     |

## 6 企画提案募集から受注者決定までの手続

### (1) 本企画提案競技に関する質問について

#### ア 質問の手続

「11 担当窓口・提出先」あてに電子メールで行うこと。また、電話で連絡し、メール到達の確認を受けること。

(令和4年12月2日(金)17時必着)

#### イ 質問様式

「様式第1号 ガソリン給油用カード発行業務 企画提案募集要項の内容等に関する質問票」により、質問すること。

なお、電子メールの件名は、「ガソリン給油用カード発行業務質問票(法人名)」と表示すること。

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年12月6日(火)に電子メールで質問者あてに回答するとともに、県ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案参加資格申請

#### ア 参加表明手続

次の書類について、提出すること。この手続により、参加表明をした者を、本件企画提案競技における参加者とする。

- ① 様式第2号 企画提案参加申請書
- ② 様式第3号 会社概要
- ③ 様式第3号の付属書類(直近3年間の決算書及び法人概要がわかるパンフレット等)
- ④ 様式第4号 類似業務の受託実績表  
※この企画提案競技に参加しようとする者が直接契約した実績であること。
- ⑤ 様式第5号 業務実施体制表

#### イ 提出方法

「11 担当窓口・提出先」あてに、次の①～③のいずれかの方法により提出すること。(令和4年12月9日(金)17時必着)

##### ① 電子メール

メールの場合はPDFファイルで送付するとともに、電話で連絡し、メール到達の確認を受けること。

##### ② 持参

持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時から17時までの間に提出すること。

##### ③ 郵送

郵送の場合は書留とすること。

### (3) 企画提案書の提出について

#### ア 提出部数等

紙媒体 : 2部 (正本: 1部、副本: 1部)

電子媒体: 1部 (副本のPDFデータ)

#### イ 提出上の留意点

企画提案書は、次の構成とする。

- ① 正本の表紙には、表題(「ガソリン給油用カード発行業務企画提案書」)、会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること。
- ② 副本の表紙には、表題のみ記載すること。
- ③ 表紙、目次を除き、全体で20ページ以内とすること。
- ④ 様式は任意とするが、日本工業規格A4判横長とし、日本語、横書きで記載し、ページ番号を付与すること。
- ⑤ 業務仕様書の内容を実現可能であることを、企画提案書において示すこと。  
※業務仕様書の番号を付する必要はなく、内容が網羅されていれば足りる。
- ⑥ 「評価項目一覧」に記載した各項目について、その項番を付して記述すること。  
※一つの項目でも記述がない場合は失格とする。
- ⑦ 「評価項目一覧」にある提案依頼事項について、その対応方法を記述すること。
- ⑧ 図版やチャート等も可とする。
- ⑨ 企画提案書には、会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないこと。
- ⑩ カードデザインにより、提案者を特定できる場合は、カードデザインのうち、特定できる表示を伏せること。
- ⑪ 既存の資料を使用する場合には、提案者を特定できる表示を伏せること。

#### ウ 企画提案書の提出期限及び方法

- ① 提出期限 令和4年12月16日(金) 17時必着
- ② 「11 担当窓口・提出先」あてに持参又は郵送により提出するとともに副本のPDFデータを、[a5710-08@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5710-08@pref.saitama.lg.jp)あてメールすること。  
※ 持参の場合は、事前に「11 担当窓口・提出先」あてに電話連絡の上、平日の9時から17時までの間に提出すること。  
※ 郵送の場合は、書留とすること。

#### (4) 留意事項

- ア 提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。
- イ 企画提案書の提出後は、修正、差し替え等は認めない。ただし、必要に応じ、出納総務課担当者から、追加資料の提出などの補正を求められることがある。これに応じない参加者は失格とする。
- ウ 業務仕様書を十分理解し、県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が担保できる提案内容とすること。企画提案書に挙げる提案は、すべて参加者が実現を約束したものとすること。
- エ 提出された企画提案書の一切を返却しない。県は、提出された書類をこの企画提案競技の審査目的以外には使用しない。

### 7 契約先候補者の選定方法

#### (1) 決定方法

- ア 企画提案書を提出し、参加資格要件を満たす参加者を提案者とする。
- イ 県は業者選定委員会を設置し、提案者の企画提案書を審査する。
- ウ 当該審査の結果、総得点が最も高かった提案者を契約先候補者とする。
- エ 提案者が1者のみの場合は、その者を契約先候補者とする。

#### (2) 契約先候補者の選定基準

本件企画提案競技における契約先候補者の選定基準については、別添「審査基準書」及び「評価項目一覧」を参照すること。

#### (3) 選考結果の連絡

選考の結果は、令和4年12月27日(火)に県ホームページにて公表するとともに、出納総務課担当者から「様式第2号 企画提案参加申請書」に記載された担当者あてに、メールで連絡する。

### 8 契約の締結

選定された契約先候補者は、提出された企画提案書等に基づき具体的事業内容を県と協議し、ガソリン給油用カード発行業務契約を締結するものとする。

なお、協議の上、企画提案書にて提案された内容の一部を変更する場合がある。

## 9 その他留意事項

- (1) この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 「様式第5号 業務実施体制表」に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。

なお、退職、病気、異動等をやむを得ない事情がある場合は、その旨を申し出て、県の同意を得て変更するものとする。

## 10 配布資料

- (1) 募集要項及び業務仕様書
- (2) 募集要項【様式第1号】質問票
- (3) 募集要項【様式第2号】企画提案参加申請書
- (4) 募集要項【様式第3号】会社概要
- (5) 募集要項【様式第4号】類似業務の受託実績表
- (6) 募集要項【様式第5号】業務実施体制表
- (7) 審査基準書
- (8) 評価項目一覧
- (9) 別紙資料1 埼玉県におけるガソリンスタンド利用実績等
- (10) 別紙資料2 本募集に関するQ&A

## 11 担当窓口・提出先

- (名称) 埼玉県出納総務課 自動車管理・運転担当 内田、横田  
(所在地) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(埼玉県庁別館2階)  
(電話番号) 048-830-5722 (直通)  
(メールアドレス) a5710-08@pref.saitama.lg.jp